

令和8年3月 定例教育委員会

日 時 令和8年3月26日(木)9時30分～

場 所 市役所11階 会議室1

出席者

(教育委員)

陣内教育長 松野教育長職務代理者 古賀委員 中村委員 西沢委員

(事務局)

井上教育総務部長 鳩山学校教育部長 木下学校教育部次長兼学校教育課長 稲葉学校教育部次長 藤川学校教育部次長兼学校保健課長 溝口総務課長 眞弓学校教育課主幹 黒田学校教育課主幹 伊東学校教育課主幹 大田学校保健課主幹 徳永総務課長補佐兼庶務係長 鷗教育施設課長補佐 立岡学校教育課副主幹 豊島教育施設課主査 小瀬良総務課主事

欠席者 なし

傍聴者 なし

内 容

(1) 教育長報告

(2) 令和8年1月分 議事録確認

(3) 議 題

- ① 佐世保市奨学基金条例施行規則の一部改正の件(総務課)
- ② 佐世保市立学校使用規則の一部改正の件(教育施設課)
- ③ 佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部改正の件(教育施設課)
- ④ 佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件(学校教育課)
- ⑤ 佐世保市学校給食に関する条例施行規則の一部改正の件(学校保健課)

(4) 協議事項

- ① 佐世保市立「学びの多様化学校(分教室)」設置基本計画(案)について
(学校教育課)

(5) 報告事項

- ① 令和8年度使用学校体育実技教材用図書(副読本)の選定について(学校保健課)

(6) その他

- ① 次回開催予定について

◆教育長報告

- 1月28日 ふれあい給食(中里小学校)
- 1月29日、30日 九州都市教育長会議理事会、長崎県都市教育長会議
- 2月13日 佐世保市立針尾小学校150周年記念式典、記念祝賀会
- 2月15日 佐世保市子ども会大会
- 2月20日 学校教育審議会

(1)教育長報告・議事録確認

【陣内教育長】

皆さん、おはようございます。

3月の定例教育委員会を開催したいと思います。

私の方から、前回の2月の定例教育委員会、2月25日以降の報告をさせていただきます。

3月の定例市議会が、2月26日から3月23日までの会期で開催されました。

私ども教育委員会と関係あるものとしましては、3月議会で補正予算、それから令和8年度の当初予算、そしてもう1つが、前回皆様にご審議いただきました、西地区と鹿町地区の学校条例について審査をしていただきました。3件とも承認していただいている状況です。

それから、3月13日は中学校の卒業式、18日は小学校の卒業式を挙行いたしました。

その中でも今回は、今年度開設しました祇園中学校の夜間学級においても、卒業式を夜に開催いたしまして、大変感動的な卒業式でした。70歳代の卒業生がいらっしゃいまして、その方が、「楽しかった。今まで70年以上生きてきて、この1年間で70何年間の中の何十年分くらいの感じ方をした。大変感動した卒業式だった。」とお話をされていました。

それから、3月23日に教育委員会の文化スポーツ顕彰伝達式を開催いたしました。文化スポーツそれから社会教育にご尽力された皆様に顕彰する会でした。

年度末で大変忙しい時期でございましたが、感動的な会もたくさんありまして、充実した1か月であったと思います。

卒業式の子供たちの表情がとっても良くて、泣きながら歌っている姿にもらい泣きをするという、感動しましたが皆様もそうだったのではないかなと思っています。ありがとうございました。

それでは議事録の確認をさせていただきたいと思いますが1月分の議事録お目通しいただいたかと思いますがよろしかったでしょうか。

【教育委員一同】

はい。

【陣内教育長】

それではさっそく議題に入りたいと思います。

(1)佐世保市奨学基金条例施行規則の一部改正の件

【溝口総務課長】

議題資料P1～P3により説明

【陣内教育長】

主に3点の改正となりますが、ご質問はありますでしょうか。

【中村委員】

改定そのものについては賛成ですが、ちょっと知らないことが多いため、確認させてください。基金の規模ですが、実際に年間に何人ぐらいの人に貸与できて、いくらくらい執行しているのか、また、基金はどれぐらいの規模で推移しているのかを教えてください。

【溝口総務課長】

奨学金は基金を財源にして運用しています。いろいろな方から寄付をいただいて、5億円を超える基金があります。年間2～3千万の貸付をして、貸付けた奨学金が12～16年程度で返ってきますので、それを回収しながら新たな奨学金を貸付けて循環するというサイクルの中で運用しています。

【中村委員】

金利というものはつかないのでしょうか。

【溝口総務課長】

無利子で貸付けを行っています。

【陣内教育長】

基金規模の動きはどうか。

【小瀬良総務課主事】

奨学金の基金規模ですが、令和5年までは毎年2千万から4千万円ほど増えておりました。

それを、基金が増えているというところで、令和6年、7年と見直しを行いました。基金規模自体が膨らまないような形で、いま制度を整えている状況で、さらに有効活用できるような制度づくりを検討しているところです。

【中村委員】

何人ぐらいが利用されていますか？

【溝口総務課長】

7年度の実績で言いますと、40人弱の方に貸付けをしております。

今まで、多いときは60人とか70人でしたが、貸付月額の設定が低かったので、県育英会や日本学生支援機構など他の団体が貸付金額の引き上げを行ったときに、本市の奨学金への申込者が減ってきている状況がございましたので、6年度と7年度に、大学等と高校の貸付金額を上げて、選択制に見直したことで、6年度から申込者が増えている状況です。8年度は、さらに予算を上積みして、40人を超える方に貸付けができるような準備をしているところです。

【中村委員】

ちなみに、大学の場合、その親御さんの住所が佐世保市にあれば、よその県の大学に進学された人にも、奨学金を使えるということなのでしょうか。

【溝口総務課長】

貸付要件としてはおっしゃるとおりで、親の住所が佐世保市内であれば、県外の大学に進学しても、貸付けができることになっております。

【中村委員】

理解しました。ありがとうございます。

【陣内教育長】

はい、では一つ目の議題は了としたいと思います。

次に2番目の議題と3番目の議題につきましては、同時に説明をお願いしたいと思います。

(2)佐世保市立学校使用規則の一部改正の件

(3)佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部改正の件

【鵜教育施設課長補佐】

議題資料P4～P50により説明

【陣内教育長】

ありがとうございました。おたずね等はございますでしょうか。

【中村委員】

学校の方々の負担を減らして、機会を均等にするという方向で改正されることはいいことだと思ってお話をお聞きしました。

その上で質問ですが、これは、現在どんな団体がどのような目的でどれぐらい使われているのかというのが1点。それから、私の知る範囲では多分、私がお手伝いしているよさこいでは、チームが学校の体育館を借りて練習しているとよく聞いております。だいたい決まった曜日に練習をしているようですが、それが、この予約システムになったときに、どれぐらいの期間の予約

ができるのか、いつ頃からどれくらいにわたって予約できるのでしょうか。例えばアルカスだったら、1年ぐらい前のいつぐらいに抽選があるからといって、1年間の予約を取るみたいになっているようですが、これが個別になっていくと、特定の曜日の予約というのができなくなったりするのかと思ってイメージして聞いていました。

いつぐらい前から予約ができて、予約できる期間がどれくらいなのかということ、先ほどの、なり済ましじゃないですけど、同じ団体の中から何人も申し込むような混乱が起こらないようにということも大事なことだなと思いながら聞きましたが、その辺もお知らせいただければと思います。

【鵜教育施設課長補佐】

予約については、前の月に翌月分を予約するという流れで行っているため、1年も2年も先の予約ができるということにはなっていません。翌月分の利用を前の月に予約するという流れが原則です。

予約がバッティングしたときには機械的に抽選を行うという流れになっておりまして、その抽選が終わったあと、月初めの10日間がその抽選予約のための申し込み期間となるのですけれども、そこが終わって一旦、申し込みを締め切ります。予約が重複した部分については、抽選を行う、そこで予約が入らなかった日は、その抽選を行った翌日、その月の11日以降に完全に、今度は先着順という形で、再度予約が可能な状況となります。

これはあくまでも翌月分というところでのルールでしかありませんので、2ヶ月以降先、例えば、現在4月1日だとして5月分の予約はできますが、6月分の予約は5月に入ってから願いますという事になります。

【中村委員】

4月1日の段階で重複分は抽選します、4月2日以降は空いているところは先着順で受け付けますということでしょうか。

【鵜教育施設課長補佐】

10日間は、まず翌月の予約というのを受け付けます。その10日間の中に予約が重複していれば、その重複した日の分は全部抽選になるのですが、同じ日に予約をするかもしれない団体が複数あるかもしれませんので、その猶予期間というのは10日間あるという話になります。

11日以降が、先着順という流れに変わっていきます

【古賀委員】

利用しなくても登録だけとりあえずしておいて、使いたいときに申し込みということが出来るのかという点、1日に例えば午前中だけとか午後だけとかという選択もできるのかという点、学校に直接申し込んでいる人、同じ施設について小学校を通じて申し込んでいる人が優先なのかという点、3点を教えてください。

【豊島教育施設課主査】

予約につきましては最初抽選予約になりますが、その分についてどの日に予約をするか、回数制限等はしていませんので、抽選の申し込みはやっておけることになります。

【陣内教育長】

説明について、規則とスマートロックのしくみのことを混在して説明しているため、規則改正の話ではなくなってきたようです。規則改正の説明とは別に、スマートロックの説明を一度きちんとしたほうがよいですね。

市民生活への影響が大きいので、次回4月の協議会でスマートロックの仕組みについてきちんと皆さんに説明をする、今日は、4月1日に向けた規則改正に特化して説明をお願いします。

委員の皆様、スマートロックの説明を半月待っていただいてもよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【井上教育総務部長】

情報が混乱いたしまして申し訳ございません。4月に、スマートロックの手続きであるとか、システムの内容であるとか、そういったところについては、しっかり説明させていただきたいと思えます。

【陣内教育長】

特に先ほどの古賀委員からの優先順位とかは、市民生活に影響が大きいかと思うので、その辺も含めて次回報告事項として説明をしてください。今回は、規則改正に特化して、規則の改正に関わる質疑をしていきたいと思えます。

そこで、規則について、言葉が混在しているように感じます。施設長と学校長という言葉、当該施設とか開放学校とか学校施設とか、混在しているのは、概念の使い分けは行っているのでしょうか。

使い分けるのであれば、それぞれの概念規定をしっかり整理するように、確認をお願いします。

【西沢委員】

規則についての質問ですが、そもそもとして、使用規則と開放規則の違いは何でしょうか。

その違いが条例だけを拝見しても理解できず、明確な違いや、こういうときはこの使用規則になります、このときは開放規則になります、という線引きみたいなどころがあれば教えていただけるとこの改定の理解度が増しますので、お願いいたします。

【鵜教育施設課長補佐】

もともと、この学校施設に関しましては学校長が、その権限を持っており、その施設を管理するという状況がありました。この規則がたぶん一番古くて、使用規則につきましては、先ほど少

し申し上げたように昭和46年に制定をされたルールでございます。

その後、学校自体は公費を使って建てている施設というところもありますし、当時、あまり子どもたちの遊び場がない、社会体育をする場所がない、皆さんの集まる場所がない、といったような背景があったことから、学校として使用していないときには、市民の皆さんに開放しようという動きが出てまいりました。

それを受けてこの学校の開放に関する規則というものが昭和51年にできています。開放するという流れになりますので、使える場所というのは体育館、運動場などに限定されたルール、これは開放規則の方で決めております。

それ以外にも当然学校の施設はあります、校舎もそうですし、場合によっては家庭科室なんかを使わせてあげるといふ、地域のイベント行事ごとで、調理室を使うというケースも想定はされるのですけれども、この開放につきましては子供たちの遊び場等々に使うということもありまして、先ほど言った運動場と体育館、今回武道場を追加しますけれども、そこに限定をしたルールでそこが使える場所というところがまず一番大きな違いの部分は、考えております。

【松野職務代理】

まず説明の段階でちょっとよくわからない部分があります。

48ページに学校施設予約を市ホームページで公開しているとあったので、それを見て、このいわゆる「まちかぎりモート及びスマートロックサービス」のシステム、やり方が一応理解できました。これだけではそのシステムわからないので、私もホームページからプリントアウトしてようやく理解したぐらいです。やはりこういったシステムそのものをしっかり提示していただいた上で規則のご説明があれば、もう少し私たちもわかりやすかったのではないかなと思っています。

もう1点は、基本的にこれも書いてありますけど、使用規則の方が、いわゆるその児童生徒が参加する学校とか地域行事とか、いろんな大会等についてのものであって、開放規則の方はいわゆる一般社会体育のスポーツ団体等の借用というふうに、捉えていいのですよね。

【陣内教育長】

ちょっと私から説明します。

学校の施設を使うときに優先法があります。災害援助法は、災害のときには学校設備を使いなさい、公職選挙法は、選挙のときには学校施設を使ってよい、それから、社会教育法。これはそもそも、もう1個高いところ、佐世保市の条例以前に国の法律の中で使用が促進されています。選挙のときには選挙会場として学校を使ってよいとなっています。それに関しては、その中にそれぞれあります。選挙とか、災害対象とか何とかある中で、わざわざ社会体育の社会教育法のところだけ取り出して書いているのが開放規則です。

それにとらわれず、すべて並べて一般的に使うときのことが、使用規則です。そもそもの根拠法が違います。

国の法の中で整理がされているところの一部分の社会教育に関する部分を具体的に佐世保の運用で落とし込んでいるのが、開放規則です。その違いです。

【西沢委員】

そもそも使用規則と例えば開放規則を合わせることはできないということですね。

【陣内教育長】

開放規則が必要かどうかというところもおそらくあると思います。そもそも国が規則として決めているので、あとは運用上の話で、公職選挙法に基づく選挙の使うときの規則とか、災害援助法に基づいて災害場所として使うときの規則というのを作ってないです。

何で作ってないかで考えたときに、おそらく考えられるのは、市民の負担なのです。この場合は市民からお金を徴収したりしますので、市民負担をお願いするときには、条例規則を定めなければ徴収できないですね。

ところが公職選挙法とか、災害援助法で使うときは、お金の市民負担はないです。だけれども、なくても使える。

だからこれに関しては規則を定めておかないと、運用・徴収ができないということだろうと私は解釈しています。

【西沢委員】

単純に一般の方も申請されると思うので、それどっちで申請すればいいのかなってというのがその佐世保市民の方がわかれば全然2つに分けて問題がないと考えておまして、ただそれが混乱の元や、かえって事務局の負担とか、学校の先生方に混乱をきたすようであれば、そもそもの規則のあり方を考えたほうがいいのかなと、ちょっとだけ気になったので聞かせていただきました。ありがとうございました。

【陣内教育長】

研究をしてみましようか。

両方を含んだ形の規則ができるでしょうか、そのような立て付けができるかどうか。

【鵜教育施設課長補佐】

いろいろ検討はしたのですが、境界の部分で、学校長の責任の所在というところについて、組み合わせるのに苦労した部分になりまして、今回、このシステムを導入するにあたり、このタイミングで一本化する規則というものを私どもとしてなかなか策定に至らなかったというところございます。

今、教育長おっしゃったように今後も研究は続けて参りたいと思います。

【陣内教育長】

規則改正に関して、皆さんからご意見などないでしょうか。

【委員】

はい、ありません。

【陣内教育長】

規則改正については了としたいと思います。

システム全体について、担当課は次回の会で説明をお願いします。

(4)佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件

【木下学校教育課長】

議題資料P51～P53により説明

【陣内教育長】

資料51ページの第22条第1項の中身を聞かせてください。

【木下学校教育課長】

給食費の月額を別表1で定めているというものです。給食費月額が4,000円、うち主食費が750円、うち副食費が3,250円というものが別表1に示されております。

【陣内教育長】

給食費の月額は4,000円としているけれども、令和8年度は3,700円にしますよという立て付けなのでしょうか。

先生たちも3,700円の負担になるということでしょうか。

【木下学校教育課長】

職員につきましては、第25条の中で別表2に定める額とされており、給食費は4,000円としています。

【陣内教育長】

小中学校の場合は、給食費自体は上げて、保護者からいただく額は減らすという立て付けであったのではないかと思います。幼稚園は給食費自体は上げないという立て付けになるのでしょうか。物価高騰しているのに給食費の額は上げないとなるのか、そのあたりはどのように整理しているのでしょうか。

給食法によって食材費は保護者が負担するものと決まっているので、食材費相当額は物価上昇に伴って上がっていくが、上がり方が急なので上がった分は公費で手当しますよという立て付けであったと思います。

そのあたりは再度確認をお願いしたいと思います。

委員の皆さんからご質問などないでしょうか。

【委員】

はい、ありません。

【陣内教育長】

それでは了としたいと思います。

(5)佐世保市学校給食に関する条例施行規則の一部改正の件

【藤川学校保健課長】

議題資料P51～P61により説明

【陣内教育長】

61ページをお開きください。

令和8年度から小学校の給食費について、国の無償化のルールが入って始まります。その時に、中段に書いてあるのですが、国が出す限度額というのがあって、これが57,200円。これを超えた場合は、それぞれの市町村の判断になります。また、57,200円という国の基準額は毎年見直すと言われているので、この額自体も毎年変わってきます。

それからもう1つトピックになるのが、国が1人当たり57,200円を上限でみますよという数が給食を食べている子どもの数ではなく、5月1日現在の佐世保市立学校に在籍している子どもの数になりますので、ここで1つの鍵になるのが、不登校の子どもたちをどうするかという点です。不登校の子どもたちの57,200円も市に補助がきているのです。

それなのに、市町によっては不登校の子どもには出さないとう市町もある、ここもバラバラ。それからもう1つ申し上げますと、市立じゃなくて私立の学校に行かれている子どもがいらっしゃいますが、この子どもたちの分は57,200円に入りません。

だから、厳密にいうと、小学校で私学に行っている方はみませんよ、という国のフレームになっていますが、そういうわけにはいかないということで、佐世保市はすべてみましょうということなんです。

その財源というのが、佐世保市の市民の皆さんが、納税されております市税で賄っていますので、同じ市民からいただいているお金で、私立に行っている方はみないというのは、やはり筋が通らないということで、佐世保市はそういった判断をしています。

中学校は今までと同じですね、中学校は全額国からではなく、佐世保市の単独財源であるという形です。だから、佐世保市は隙間が無く手厚い状態なのです。

委員の皆さんからご質問などないでしょうか。

【委員】

はい、ありません。

【陣内教育長】

それでは了としたいと思います。

(6)佐世保市立「学びの多様化学校(分教室)設置基本計画(案)」について

【稲葉学校教育課主幹】

協議資料P1～P15により説明

【陣内教育長】

12ページをお開きいただいでよろしいでしょうか。

この後のスケジュールですが、今日が令和7年度3月の定例教育委員会の協議というところ
です。ここで皆さんから今日の原案についていろいろサジェスチョンいただいて、それを受けて
成案化したものを、次の4月の定例教委で議案としてあげて、こういった方向で進めていくとい
う方針として皆様にご承認いただいた上で、経営戦略会議にかけて、全市的な意思決定をし、
それと同時並行になるかと思いますが、予算編成をして6月議会に補正予算を計上する予定と
なります。

補正予算の中身としては、分教室型を作るための補正予算であり、取り急ぎ、中学生を早く
ケアするために、令和9年4月を目途に、分教室型を開設するための補正予算を6月に提示をし
たいということです。

そういうことで、今日皆さんから忌憚のないご意見、自由に、思いつきでも何でも結構ですし、
ここはわかりにくいとか、ここはもっとこうしたいなど、アイデアベースで結構ですので、存分
にお話いただければと思います。

【松野職務代理】

非常に先が明るくなるようなすばらしい案だなと思って、またその分教室形式でまず急いで
やれるところが手を打ってあり、非常にいい取り組みだと思いますので、この形で進むことが非
常にいいなと感心をしているところです。

やはり不登校の子どもたちを出したときに、数として受け入れが分教室が30という数があっ
たとき、なかなかその辺の絞り込みというか、基準というのが難しいところがあるんじゃないか
なと思うのですが、その件に関してどうお考えかなと思い確認です。

【陣内教育長】

少人数学級は10人未満で編成しますと書きながら、10人規模の30人学校と書いてある、
基準は10人未満で考えるということでしょうか。これも含めて教えてください。

【稲葉学校教育課主幹】

まず分教室型の30名程度という想定している件につきましては、今、市内で自校に通って
いないお子さんです。分教室の対象として考えているのは、あすなろには行くことはできている
けど、自校には繋がっていないお子さんを対象にしたいと考えています。

【松野職務代理】

現在、小中で150名ぐらいがあすなろの方に行っていらっしゃるでしょうか。そうしたとき、数的にその中で自校に行けている子がかなり少ないと思うので、結局あすなろに行けて、自校に行けてないという子は結構な数がいるのではないかなと思ったものですからおたずねしました。

【稲葉学校教育課主幹】

調査をした中で、あすなろに行っている子が小中合わせて150名いるのですが、この令和7年度現在で1日も登校してない児童生徒が、中学校では3学年合わせて本年度は27名、令和6年度が28名で、その前が31名、大体30名程度の全欠児童生徒がおりまして、ここを対象にしたいと考えております。

【松野職務代理】

それはあすなろに行けて、自校に行けてない子ですか。

【稲葉学校教育課主幹】

これは私たちが構想したときの、全欠のところと考えましたので、1日も登校していない全欠の児童生徒が30名、あすなろにも行っていないです。

【陣内教育長】

その子たちはまずあすなろではないでしょうか。

あすなろと学びの多様化学校の違いは、一条校かそうでないかであり、敷居がこちらが断然高いです。学校の先生が学校の勉強を教える学校です。あすなろは、いつでも来ていいよというフリースペースです。そのため、あすなろに来ることができない子に、ここに来てというのは難しいのではないのでしょうか。

【松野職務代理】

これはあすなろに行けている子で、やっぱり学校はちょっと戻ることができなという子が対象になるのかなと思っていて、そうすると、トータルではさっきは150名という数があったときに、ちょっと30名来たときになかなか調整する難しいのかなと思いました。

【稲葉学校教育課主幹】

担当として考えたときには、あすなろに行っている子が、家庭以外の人との繋がりがまだ持っている状態で、この子たちの中でも自校に1日も登校していない方も対象にしたいと考えたのですが、来れないかもしれないけれども、どこにも繋がってない出席0の状態にある子たちに関わりを持ちたいと考えました。

【陣内教育長】

一歩が大きすぎるような気がします。その子どもさんたちのためにメンタルフレンドがあった

り、サテライトあすなろがあって、そこからあすなろ、それから学びの多様化学校があって、という話じゃないかなと感じます。

【稲葉学校教育課主幹】

今年度のあすなろ教室サテライトあすなろ通級生徒のうち、自校に1日も通級してない数も調べております。

今、あすなろに来ることができているけど自校に行っていない中学生は57名です。

【陣内教育長】

そこが具体的なターゲットでしょうね。

【稲葉学校教育課主幹】

令和9年度を対象を絞ると、現在の小学校5年生から中1ぐらい、このあたりが、令和9年度の中学生ということになります。

【陣内教育長】

ターゲットの数は今言ったような数ですよ。ただ、受け入れのキャパが無いですね。30人でいっぱいです。

もっと来たい人がいっぱいいて、ここでは狭いという実績が出てくれば、次のステップがしやすくなると思います。

【古賀委員】

あすなろに行っていないくて、学校に最近行けなくなってきたけど、学校には行きたいという人も対象でしょうか。

【陣内教育長】

対象としては絞る必要はないと思いますね。どなたでも来たいとおっしゃればよいと思いますね。

ただ、ターゲットとして、思いとしてはあるのでしょうか、来る人は誰でもいいと思います。アナウンスは全員に行うということで。

ただ、先ほども言ったようにこれは1条校なのですよね。だから、転校するのですよ。

【西沢委員】

このカリキュラムについて質問ですが、ゆとりのある学校生活を送るために調整をするというふうに説明がされたと思いますが、例えば授業の組み方とか、どのレベルまで、この学校では求めるみたいなどは、これは国からも指示がっているのか、それでも佐世保市が独自にその指導要領から引っ張ってきてやるのか、その辺の学校の運営方針等は決まっているのでしょうか。

【陣内教育長】

学びの多様化学校というのですが、これはもともと教育課程の特例校というくくりです。教育課程の特例校というのは、そもそも小泉内閣が、規制緩和をすべて全産業界含めて規制緩和をするときに、構造改革特区構想というのを掲げられました。

そのときに、構造改革特区というのは、この地区はこんな構造改革をしますよと実験的にして、成立したらすべての日本中どこでもそれを適用していいですよ、というシステムを作りました。そのときに、教育課程の特例という構造改革特区ができました。そのときに認められたのが、一律に全国展開していいかとなったときに、義務教育はそんな簡単にできないだろうなとなったんですね。

義務教育に関する構造改革特区に関しては、文科省がすべて申請を受けて文科省が許可をする制度にしましょう、だから、今回についても、文科省にこういうカリキュラムでこういう教育課程をして、こういう学校作ります、という申請をあげて文科省が承認をすることができる、ただその時の目安としてが、授業時数は大体8割程度、8割程度の授業はしないと義務教育の学校として認められませんよ、ということです。

あと、授業のカリキュラムの作り方については地域の特性を踏まえて、どういう目的でどういうことでこのようにする、こんな配慮をしますっていうのをつまびらかにした上で申請をしてください、というルールになっています。

【西沢委員】

現状として、不登校になられている子どもがどんどん増えているというんですけれども、その理由とあって、聞くことができているのでしょうか。

というのも、例えばその、単純に学校という場に行きたくなくてきている子であったり、ご病気であったりとか、その友達関係いろいろ理由はあると思うのですが、そもそも、その学校に行かなくなる、その義務教育を受けられなかったことによる、その子どもさんへの将来の影響って、結構大きいと思っているんです。

子どものときには気づかないけれども、大人になってから、義務教育で学んできたこと、それは学力面でもそうですし、人との関わり合いとか社会性というのもすごく大きいと思うんです。

そうなったときに、単純に、いやだから行きたくないとか、親御さんも子どもの自由だからもう行かせなくてもいい、みたい方が生まれてしまうのをちょっと危惧しているところがあります。その前提として、この学びの多様化学校はすごくいいものだし、早急に進めていくべきことだと思うんですけれども、特に中学生のお子さんとかが入学するときに、この義務教育の大切さというのをちゃんとわかった上で、それでも学校に行けないとか、その病気でどうしても無理ですという結論になると、その大切はわからずに、行きたくないから子どもの自由だから行かない、というのを防ぎたいと思うので、中学校に入学するときとか、小学生であれば高学年から「なぜ、学校で学ぶのか」とか、「なぜ社会性を身につけなければいけないのか」という話をする機会を前提として作れないだろうか少し思いました。

それでもやっぱり行けない子どもさんもおられると思いますし、先生とちょっと合わなかった、同

級生とうまくいかなかった、その心的なところでうまくいかなかったという人たちをそれでもしっかりと学べる場所を作る場であって欲しいと思います。

【陣内教育長】

大きな話なのですよね。私の方からお答えします。

義務教育って子どもの義務じゃなくて親の義務なのです。教育を受けさせる義務を親が持っている、そこを放棄してしまうことになるのではないかと、いうとても大きな話です。端的に申しますと1ページのグラフを見ていただくとお気づきのように、平成29年過ぎてから上がり出しています。何があるかという、このときに文科省が出した1つの法律がきっかけになっていると言われていています。

義務教育期における教育機会の均等機会の確保法という法律があって、このときにいろんな提言があったんですね。

夜間学級を作りましょうとか、学びの多様化学校作りましょうとか、フリースクールに行くこともやぶさかじゃないですよ、フリースクールであっても登校扱いしていいですよ、こんなのが出ました。

そのときに、無理して学校に行かせなくてもいいと文科省からシフトしたっていうとらえ方をされたのです。学校に行かなくてもいいよということを選択するような発信がありました。行かない選択をかなり認めるような発信。

文科省の意思は全く違ったのですけれど、文科省としては、これだけ増えてきている中で確保してあげなきゃ、という言葉だったんですけども、そこがそのように解釈されてしまったんです。

西沢委員が心配されるとおり、こういった施策をするときに、あわせて反対側の見る場所を作ってあげるけれども、そこに諸手を挙げておいでって言うわけじゃないですよ。

どうしても、機会がない人たちは見てあげるよ、っていうとやっぱそこはそのとおりだと思います。前提として、していかないといけない。

だから、その意味では、今回のこのプランの中にもう1つ、先ほど出てきている「子どもの声を聞く学校づくり」、これを学びの多様化学校だけではなくて、市内のすべての小中学校に子供の声、学校づくりを進めて子どもたちが居場所のある、学ぶ喜びのある、先生たちと親和性の高い学校つくることについて、その中で保護者の皆様にもそういったことは伝えていきますし、その上でさらにきつい子供たちをここでみてあげて、だからもう1つの鍵になるのは、入学検討委員会、ここの機能がしっかり果たされないとだめだと思います。

ここで見極めないといけない。だからこの対象も、学校に行けているのにここに来たいと言っているからどうですか、という話ではなくて、どういった子供さんたちを対象とするんだというところ、それをやっぱり1つ大事なものとして持っておかないといけないだろうと思っています。

不登校の原因は何ですか、というおたずねだったのですが、複雑なんですよ。友達関係、先生との関係など、対人関係がまず1つの鍵。それからもう1つ最近多いのは、何となく行きたくない。無気力。心配。学校に行ったら失敗しそう。友達と喧嘩しそう、友達が何か受け入れてくれなさそうという、何となく、これがものすごく増えている。

それから、家庭生活に起因する生活の乱れ。これに関しては難しいのは、起立性障害みたいな新たな病気もみられてきている。単なる親の生活指導が悪いから不規則になっているだけじゃない。この3つが主にはすごく大きいです。ただ、1つということではない。おそらくいろんなことなどが重なって行って、行きたくない気持ちがだんだん強くなって行って、行きたくない気持ちの中で生活が乱れてきている中で、友達と喧嘩した、それが引き金になって行けなくなった、では原因は何か、となると、友達の喧嘩となっても仕方ない。子どもの「これが原因だからこれを取り除いたら学校に行ける」というわけではない、すごく難しい問題です。

【古賀委員】

先日、卒業式に参加した際に、不登校傾向の子が卒業式に行ってくれたかなと思いながら参加しました。私が行った学校は、きっと教室に入れない子だったのですけれど、卒業証書をもらう、別のドアから出て行って、多分別の教室で中継を見ていたんだと思います。素晴らしいなと思いました。

私が気にかけていた子は、卒業式にあたって嫌な思いをして帰ってきたというのを聞いて、私も力になれなくてごめんねと言いました。

先ほど教育長もおっしゃったのですけれど、この多様化学校がしようとしていることを今の学校でできないのかなと思っています。

私が卒業式に参加した学校はそんなふう配慮されていて、退場するときもまず先にその子たちを先に退場させて、そのあとに座っている子たちも退場させていた。学校によってももしかしたらこんなに差があるのかなあとあって、何かその辺がやっぱり良い取り組みをしている学校や声掛けしている学校の先生に情報共有をしてもらえたらいいなとちょっとと思っています。

保護者の方からもリアルな意見があったので、先ほどの不登校の原因ですけど、何か部活でシュートが決められなかった、別に誰も責めていないんだけど、もうそれから学校に行けなくなった、本当に本人もわからないんですよ。

こういう学校が増えるのはとても嬉しいのですが、何か、まず現場の先生に意識だけじゃないですけど何か言葉掛けとかをしてもらえたらというのをちょっと感じました。

【陣内教育長】

今、お2人がお話されていることは共通しているということがあって、今度の佐世保未来教育ビジョンの中にしっかり落とし込みましょう。そのために話し合っていますので、とてもありがたい意見です。

【中村委員】

この場所の選択とか、名前とか、素敵な場所を見つけられて、こういう場所を作られることは、名前も含めていいことだなと思いますけど。

いい意味で、ここに行けばいいじゃなくて、だからその原因には今も、教育長おっしゃったんですけど、義務教育は親の義務だというところをいくと、やっぱり本当に子どもさんの身体的とか、本当に脳の発育が遅れてしまっているとか、本当に原因がある場合と、気持ちの問題とか、

そういう場合には親御さんも一緒に支援したり育てたりするということで、カバーできることもたくさんあるのではないかと思います。特にこういうものを作るのであれば、その親御さんのサポートも一緒にプログラムにするとか、家庭にもいろんな事情があると思うのですが、親御さんも一緒にサポートすることで子供たちを育てていくってというような仕組みづくりをぜひしていただけるといいと思います。

【陣内教育長】

11ページの、一番下にある親のためのおしゃべり会懇談会をタイアップして、ここの学校の保護者さんだけじゃなくて、不登校で悩める保護者さんなど全部を来られるようにして、かつ悩み相談だけじゃなくて、心の元気なときは、親の役割について教えていくような書き込みができませんでしょうか。親のための保護者のためのおしゃべり懇談会というところが、もっと膨らませられないかと思います。

【古賀委員】

医療的ケアが必要なお子さんとかも対象でしょうか。

【陣内教育長】

医療的ケアが必要な子どもさんで不登校の子どもさんだったら対象ですね。医療的ケアが必要なだけでは対象にならないでしょうね。

医療的なケアの場合は、義務教育の課程の特例の根拠が学校の教育課程特例を認めてもらうという根拠ではなくて、その子どもさんの特例になるので、特別支援配慮に基づく教育課程の特例になります。

【西沢委員】

まとめとして7ページに記載してくださっている中に、子どもの声というところがあると思うのですが、ときには1人で一人一人に合わせた学びに取り組み、わかった、できた、という経験ができる学校、というふうに書いてあると思うのですが、例えば年に1回、子どもたちで参加できる子は参加、対面で参加、無理な人はオンラインとかでもいいのですが、今の学校は今こういうふうになっているからこういうふうに変えていきたい、みたいな、いわゆる生徒会みたいなものを形を変えて、学校の運営方針であったりとか、教育課程プログラムをブラッシュアップしていきたい、4年に1回でもいいのでそれを設けたら、子どもたちにとってすごく安心できる場所になるのではないかと思います。

ちゃんとあなたたちの声を聞く場所だよ、っていうのを子どものみんなにもわかってもらえるように、そしてたぶん、子どもたちが自分たちの声で学校が変わったっていう経験って、すごいことしてやった、みたいな達成感にも繋がると思いますので、そういう機会が年に1回位でもあればいいなと思いました。

実験ベースでもいいので、その事業、どこかの一環で入れていただくといいのかなというふうに思いました。やり方はもちろん、対面でもいいですし、オンラインでもいいし、アンケート形式で

もいいので、やっていくといい方向に学校が進んでいくのかなと思い、やっていただけるといいかなと思います

【陣内教育長】

いま言っただけでいるのはもう私も同じで、去年の学校教育審議会で1回目にした「校則から学校を考える」という時に、これをシステム化したのですが、校則については年に1回必ず少なくとも1回子供たちがチェックして変更できるようにしましょう、ということで、今それは全校でアンケート取ってやっているんです。

それを今回もう1つ進めようということで、4ページの新たな学校教育審議会答申の中の提言の(1)の(イ)なんですけど、子どもたちが何を望んで何を改善して欲しいと学校に思っているかをアンケート等で把握して活かすサイクルを作ってください、ということをして今回の未来教育ビジョンの中に入れ込もうとしています。これと連動できるので、7ページにも書き込めると思います。子どもたちの声を活かす学校づくりの具体的な手法に書き込むことしましょう。

【古賀委員】

学校行事とか修学旅行もでしょうか。

【陣内教育長】

そこですね、中学校で修学旅行の行き先とか、子供たちが決めたりしているのでしょうか？
小学校は難しいのかもしれませんが。

【立岡学校教育課副主幹】

現状として、中学校で修学旅行に行くときに子どもたちのアンケートや候補を上げて、どこにどの方面に希望しますかというアンケートは、保護者も含めて行っておりますけれど、具体的にゼロベースからどこに行きたいっていう声を反映させていく形はまだとっていません。

【松野職務代理】

子供たちが学校でしっかり勉強をしてもらって、そして嫌だなと思うところは授業がわからないというのがアンケートで出てきていると思うんですけども、あすなろ教室のカリキュラムと、こちらの方のカリキュラムを見たときに、こちらの方がしっかり勉強教えてもらえるというようなカリキュラムなのかな、というのがこれを見たときに若干感じられます。当然中学生ですので、しっかり勉強を教えてもらって、自分の遅れを取り戻して、次の進路に繋がりたいというのが1つの大きな柱になるのかなと。中学校ですからね。

提示するカリキュラムをしっかり、これで勉強は大丈夫だぞ、ということになるのかなと思ったものですから、それをご検討いただければと思います

【陣内教育長】

カリキュラムで気になったところで、11ページの(4)のところに、学級は決まっていますと

書いてありますが、これは本当ですか？

学級ごとにカリキュラムを作ると思うのですが、学級が固定していなかったら、個人カリキュラムになるので、大学のようになります。中学校、高校までは、学級の所属学級のカリキュラムで編成していくのですが、学級の規模を決めなかったら、個人カリキュラムなんていうのは、30人は30通りのカリキュラムになってしまうので、それをしようとしていますか。それは無理じゃないでしょうか。

【稲葉学校教育課主幹】

実際は、本当にその日が来るかどうか分からないような状態もありますし、それから不登校の状態も一人一人違うので、学び直しの部分も必要であるということから、一斉の授業に出ることを選んでいるお子さんもいますけれど、もうそこに追いつかないので自分の学習を自分でしたいという選択制をとられている。

【陣内教育長】

それはあくまでもこの学級のカリキュラムがあって、その個人の特性によってそれが合わないときに一部変更するだけで学級も決まっていけないとなると、出席簿、学籍簿に、何年何組で書かないということですか。

【稲葉学校教育課主幹】

実際のところは、学級、学年とかは在籍します。

【陣内教育長】

担任の先生もいて、基本カリキュラムがないと承認されないと思います。
一条義務教育学校ではありえません。

【稲葉学校教育課主幹】

言いたかったのは、枠組みにとらわれすぎると選べないと思って書きましたが、修正します。

【古賀委員】

カリキュラムで音楽などは、自由に選択でできる教科でできますか？

【立岡学校教育課副主幹】

14ページにお示ししています。

午後からの時間にアミュテックという時間を設けていますが、ここを仮で名称をつけているのですが、通常の技能教科をカリキュラムの中で複合したような形で、そこで基本的なところはまず全員で学びますけど、そこから自分の好きな教科を多少選択しながら学べるような形をとっております。

【陣内教育長】

仮称とか固有名詞のときには、注釈入れないと意味が伝わりませんよ。

では、この他にもいろいろお聞かせいただく部分もありがたいばかりですので、メールでも何でも、いつでも結構ですので聞かせてください。

(7)令和8年度使用学校体育実技教材用図書(副読本)の選定について

【藤川学校教育課次長】

報告資料P1により説明

【陣内教育長】

教科書のときは皆さんに選んでいただくのですけれども、今回は副読本となりますので事務局の方で選びまして、皆様に報告をするという形です。

選ばれた2つについて特徴としては、どちらもですが、動画の活用がものすごくしやすいもの。もう1つは自分たちで事業を進めていく、みずから授業作り協働的に主体的に学べるような仕組みがあったということが大きな特徴であったかと思っております。

【松野職務代理】

継続があるか新しくなったかどうかだけお願いします

【大田学校保健課主幹】

どちらの教材とも継続です。

(8)教育委員の小・中学校合同校長研修会への出席依頼について

【木下学校教育課長】

報告資料P2により説明

その後、次回開催予定日を確認し、終了となった。

---了---